

レバノンに対する便益関税の適用

令和6年11月5日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 便益関税制度の概要

便益関税制度は、WTOに加盟しておらず、かつ我が国との間でWTO協定上の最恵国待遇を付与するための二国間通商条約等を締結していない国・地域のうち、我が国に対して最恵国待遇と同様の取扱いをしている国・地域に対し、相互主義の観点からWTO譲許税率を適用するもの。現在の対象国は13カ国（注1）。

（注1）ブータン、バハマ、バチカン、ナウル、イラク、イラン、シリア、アルジェリア、エチオピア、サントメ・プリンシペ、スーダン、ソマリア、リビア

（注2）現在、便益関税適用対象外の国のうち、WTO未加盟かつ二国間通商条約未締結であることからWTO譲許税率が適用されていない国は、6カ国・地域（レバノン、赤道ギニア、エリトリア、アンドラ、北朝鮮、南スーダン）となっている。

2. 検討

（1）改正の必要性

現在レバノンに対しては国定税率が適用されているところ、今般、レバノンより我が国に対し、WTO譲許税率の適用を希望する旨の口上書が接到したことから、外務省より便益関税の対象国に同国を加える旨が要望された。

我が国とレバノンの間の貿易については、我が国から同国への輸出が圧倒的に多い状況であり、同国としては我が国への輸出を促進したいとの希望がある（注3）。2019年以降、同国が未曾有の経済危機に見舞われていることから、経済復興に向け同国の製品の輸出促進を通じて国内産業を活性化することが重要となっている。我が国としても、国際社会の一員として、同国の着実な復興を支援することを通じて中東地域全体の安定に貢献することが重要である。

（注3）我が国からレバノンへの輸出額は463億9,889万円、同国からの輸入額は8億3,218万円（2023年、出典：財務省貿易統計）。我が国のレバノンからの主な輸入品は、基本税率が無税の物品となっている。

（2）考慮すべき事項

便益関税の適用にあたっては、対象国が、関税制度及び貿易制度上我が国を差別しておらず最恵国待遇と同様の取扱いをしていること並びに対象国

の社会経済情勢等を踏まえて判断する必要がある。

レバノンについては、同国の関税法第8条において、自由貿易協定に基づく税率の適用対象国を除き通常税率（Ordinary Tariff）が適用されると規定されている。また、WTO加盟作業部会の報告書（2017年）においても、関税において、我が国を含め最恵国待遇と同様の取扱いがされていることが確認でき、我が国に対する差別的取扱いは認められない。

同国の社会経済等を取り巻く状況に関しては、レバノン政府は、周辺国の紛争を受けて多数の難民を受け入れており、国連や欧米等諸外国からの支援（注4）を受けている。2023年10月のガザ情勢悪化以降、周辺地域の情勢が不安定化しているが、我が国としても、中東地域の安定化のため連携していく旨を同国と確認している（注5）。本年9月下旬より、同国を巡る情勢は悪化しつつあることを踏まえ、引き続き情勢の推移について注視する必要がある。

以上の点を踏まえ、便益関税の対象国にレバノンを追加することが適切と考えられる。

（注4）2024年UNOCHA（国連人道問題調整事務所）による第2半期レポート（2024年1月から6月）によれば、EUは約1億7500万ドル、ドイツは約6900万ドル、米国は約6200万ドル、カナダは約6000万ドル、フランスは約3000万ドル、オランダは約2900万ドル、その他各国からの支援を含め合計約6億500万ドルの支援を実施。

（注5）日・レバノン外相電話会談（令和6年8月22日）等

3. 改正の方向性

令和7年4月1日以降、便益関税の対象国にレバノンを追加することが適当ではないか（政令改正）。ただし、情勢不安が続いていることを踏まえ、政令公布まで政府において情勢を慎重に見極めることが必要である。